

表1 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額(100円未満切り捨て)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	26,000円 (基準額×0.45)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,600円 (基準額×0.65)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	43,400円 (基準額×0.75)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	52,100円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,900円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,400円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	72,300円 (基準額×1.25)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	86,800円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	92,600円 (基準額×1.60)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,300円 (基準額×1.75)

・老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。  
・合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。平成30年4月以降は、さらに「年金収入に係る所得額」(第1～第5段階のみ)と「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。

表1 税率等比較一覧表

課税区分	算定区分	改正前(H29)	改正後(H30)	標準保険税率※
医療給付費分	所得割率	6.6%	7.3%	6.74%
	資産割率	20.0%	廃止	—
	均等割額(1人当たり)	14,000円	28,000円	38,312円
	平等割額(1世帯当たり)	23,000円	廃止	—
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.6%	2.2%	2.24%
	均等割額(1人当たり)	11,000円	13,000円	12,691円
	課税限度額(1世帯の限度額)	14万円	19万円	19万円
介護納付金分(40歳から64歳までの方のみ)	所得割率	1.4%	2.0%	2.03%
	均等割額(1人当たり)	10,000円	10,000円	15,123円
	課税限度額(1世帯の限度額)	12万円	16万円	16万円

※標準保険税率は、県が示した八潮市の標準保険税率です。これは県が市町村ごとに毎年算定する医療費水準、年齢構成、所得水準などを考慮した国民健康保険税の標準的な税率です。

表3 国民健康保険税額の比較(モデルケース)

	モデル世帯の条件	改正前(H29)	改正後(H30)
例1	65歳単身世帯 年金収入220万円(所得100万円) 固定資産なし	109,600円	104,600円
例2	65歳夫婦の2人世帯 年金収入270万円(所得150万円) 固定資産なし	180,600円	193,100円
例3	40歳夫婦と子ども2人の4人世帯 給与収入約440万円(所得300万円) 固定資産税額5万円	435,900円	491,000円

詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

表1をもとに計算された国民健康保険税のモデルケースは表3のとおりです。

表2 軽減措置の対象

軽減割合	軽減判定基準所得額
7割	33万円以下
5割	33万円+(27.5万円×被保険者数等)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数等)以下

一定の所得以下の世帯については、均等割額が表2のとおり軽減されます。

問 国保年金課 ☎ 834

# 介護保険料の改定

新たに策定された第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度から3年間)に基づき、安定した介護保険事業を行うため、介護保険料を改定しました。

## 65歳以上の方の介護保険料

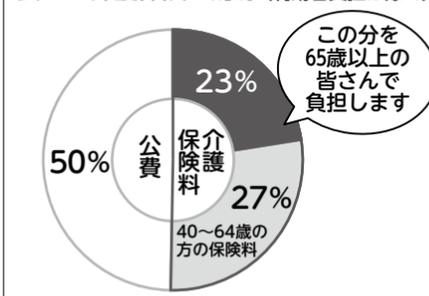
市では、介護サービスに係る費用をもとに「基準額」を算出し、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、表1のとおり10段階に分けて介護保険料

を設定しています。  
※基準額：必要な介護サービスの総費用に65歳以上の方の負担分23パーセントをかけ、市内に住む65歳以上の方の人数で割った額  
なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

## 介護保険の財源

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は表2のとおりです。

表2 介護保険の財源(利用者負担は除く)



## 主な改正点

- ① 医療給付費分の課税方式 医療給付費分において、固定資産税額に応じて課税される「資産割額」と、1世帯につき課税される「平等割額」がなくなり、所得金額に応じて課税される「所得割額」と、被保険者1人につき課税される「均等割額」のみになりました。
- ② 税率等(所得割率・均等割額) 介護納付金分の均等割額を除く、すべての所得割率および均等割額が変わりました。
- ③ 課税限度額 課税限度額は、医療給付費分が54万円、後期高齢者支援金等分が19万円、介護納付金分が16万円に変わりました。
- ④ 税の軽減措置の拡充 改正前の税率等との比較は表1のとおりです。

平成30年度から都道府県と市町村の共同運営による「国保の広域化」がスタートしたことに伴い、県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」や「標準保険税率」などを踏まえ、市における国民健康保険税を改正しました。

# 国民健康保険税の改正